

1 健康調査実施要領

(1) 応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査実施要領

プレハブ仮設入居者健康調査は平成24年度から平成30年度までの7年間実施しました。

平成25年度の実施要領から「2 県と市町の役割分担」,「8 県による調査結果の取りまとめと市町へのデータ提供」,「9 県保健福祉事務所による要確認者の確認及び確認終了後の支援」,「10 市町が要確認者の確認状況等を県に報告すること」が明記されました。

平成26年度は「8 県から市町へのデータ提供」として健康調査結果の把握や活用に資するため、市町別の集計結果や分析結果を提供すること」が明記されました。

平成27年度以降は内容に変更はありませんでした。

【平成24年度応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査実施要領】

平成24年度応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

変化する被災者の健康状況を把握し、潜在化している要フォロー者に対して具体的な健康支援事業等に結びつけることを目的として実施する。また、市町村間の比較検討や必要な支援を実施するための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査主体 宮城県・応急仮設住宅(プレハブ)管理市町(10市町)

3 調査時期 平成24年9月から10月

4 対象者 県内市町(10市町)が管理する応急仮設住宅(プレハブ)の入居者全員

5 調査項目

(1) 個人属性

①氏名・性別・生年月日 ②世帯主・続柄 ③職業

(2) 健康状況

①身体的状況(体調, 健診の受診状況, 疾病の状況, 治療状況)

②心理的状況(K6, 睡眠・食欲・飲酒・体重減少・増加の状況, 相談相手の有無)

③身体活動・社会性の状況(震災後の活動量, 地域とのつながり)

④福祉制度の活用状況(介護保険の状況, 障害者手帳の有無, サービス利用の状況)

6 調査方法 戸別訪問による配布・回収(一部郵送)

7 集計分析 宮城県

8 市町村支援

(1) 市町村において要確認者を選定するに当たって、県で基準の目安を示す。

(2) 市町村の要望に応じて、要確認者の選定及び確認を県の保健師等が支援する体制を築く。

平成25年度応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

応急仮設住宅での生活が長期化するに伴って、様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけるとともに、施策展開の基礎資料とする。

2 調査主体 宮城県及び調査の実施を希望するプレハブ仮設住宅管理市町 (役割分担)

県：調査の企画、調査票の作成、調査結果の入力・分析、市町による要確認者の確認及びフォローの支援

市町：調査票の配布回収、要確認者の確認及びフォロー

3 調査時期 平成25年9月から10月

4 対象者 調査の実施を希望する市町が管理するプレハブ仮設住宅の入居者

5 調査方法 市町支援員等の戸別訪問による配布・回収

*不在等で回収できなかった世帯には、返信用封筒を併せて投函し、郵送により回収する。

6 調査項目

(1) 個人属性(氏名、性別、生年月日、世帯主・続柄、職業)

(2) 健康状況

- ①身体的状況(健診の受診状況、体調、疾病の状況、治療の状況)
- ②心理的状況(K6、睡眠・心の動揺・飲酒・食欲・体重変化の状況、相談相手の有無)
- ③身体活動・社会性の状況(体を動かす機会の変化、行事への参加の有無)
- ④福祉制度の利用状況(要介護認定・障害者手帳の有無、サービス利用の有無)

7 要確認者の基準の設定

市町において要確認者を抽出するに当たっての基準及び優先順位は、次の項目を目安として市町が定めるものとする。

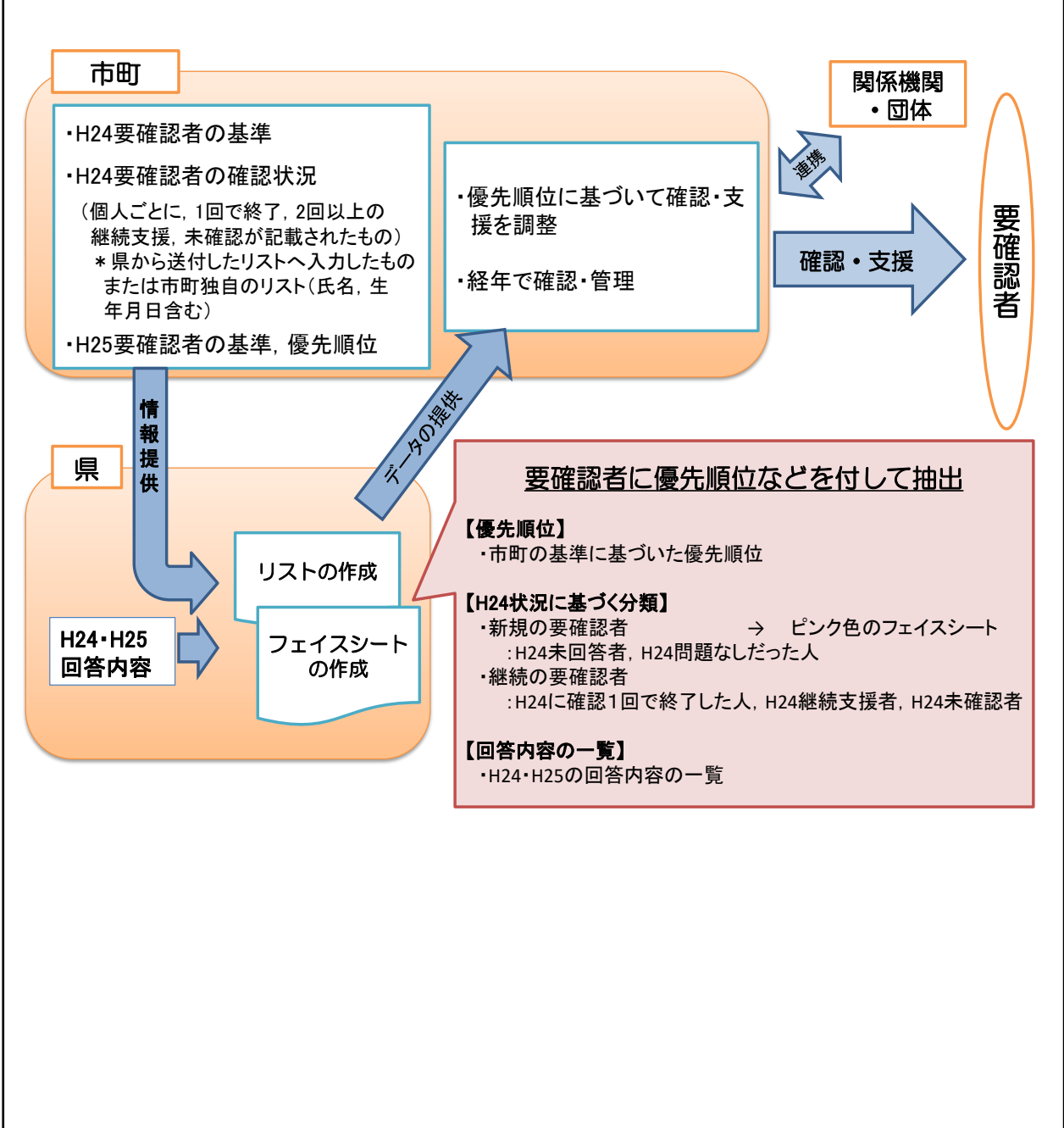
- ①K6：13点以上
- ②朝昼から飲酒
- ③治療中断
- ④独居高齢者

8 県による調査結果の取りまとめと市町へのデータ提供

(1) 市町は、調査実施前に次の情報を県に提供するものとする。

- ①平成24年度調査における要確認者の基準
- ②平成24年度調査における要確認者の確認状況
- ③平成25年度調査における要確認者の基準及び優先順位

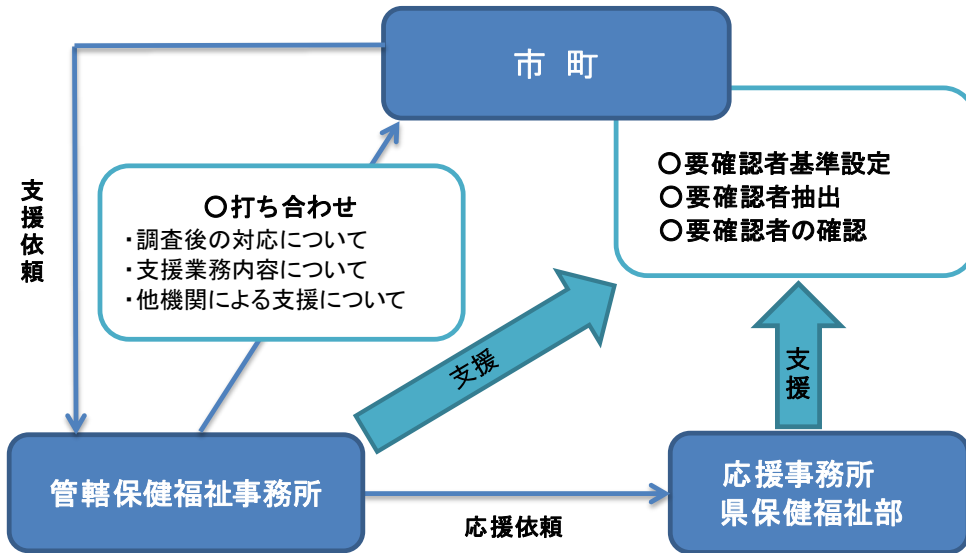
(2) 県はすべての回答者の回答内容を電子データ化（エクセルファイル）して市町に提供する。また、(1)の情報並びに平成24年度及び平成25年度の調査結果を基に、優先順位、平成24年度の回答・支援状況及び平成25年度の回答状況を付した要確認者一覧及びフェイスシートを作成し、市町に提供する。



9 県保健福祉事務所による要確認者の確認及び確認終了後の支援

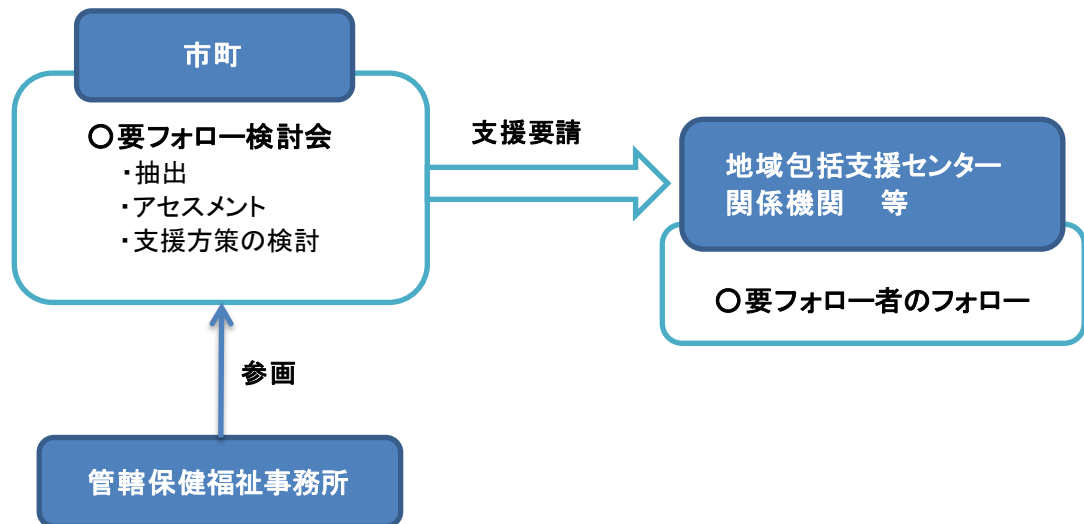
(1) 要確認者の抽出・確認に係る支援

市町の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要確認者基準の設定、要確認者の抽出及び確認を支援する。



(2) 確認作業終了後の支援

市町の要請に応じて、要フォロー者の検討会に参加し、技術的に支援する。



10 確認状況等の報告

市町は、要確認者の確認状況等を県に報告するものとする。

(1) 報告内容

① 要確認者の数

②-1 確認の結果、フォローを必要とする者の数

(2回以上の連絡・支援が必要と判断した者の数)

②-2 確認の結果、フォローを必要としない者の数

(1回の確認で問題なしと判断し、終了となった者の数)

②-3 未確認者の数

(2) 報告時期 (予定) 平成26年2月末現在の状況を3月上旬に報告

平成26年度応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

応急仮設住宅での生活が長期化するに伴って、様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけるとともに、施策展開の基礎資料とする。

2 調査主体 宮城県及び調査の実施を希望するプレハブ仮設住宅管理市町 (役割分担)

県 : 調査の企画, 調査票の作成, 調査結果の入力・分析, 市町による要確認者の確認及びフォローの支援

市町 : 調査票の配布回収, 要確認者の確認及びフォロー

3 調査時期 平成26年9月から10月

4 対象者 調査の実施を希望する市町が管理するプレハブ仮設住宅の入居者

5 調査方法 市町支援員等の戸別訪問による配布・回収

*不在等で回収できなかった世帯には、返信用封筒を併せて投函し、郵送により回収する。

6 調査項目

(1) 個人属性(氏名, 性別, 生年月日, 世帯主・続柄, 職業)

(2) 健康状況

①身体的状況(健診の受診状況, 体調, 疾病の状況, 治療の状況)

②心理的状況(K6, 睡眠・心の動揺・飲酒・食欲・体重変化の状況, 相談相手の有無)

③身体活動・社会性の状況(体を動かす機会の変化, 行事への参加の有無)

④福祉制度の利用状況(要介護認定・障害者手帳の有無, サービス利用の有無)

7 要確認者の基準の設定

市町において要確認者を抽出するに当たっての基準及び優先順位は、次の項目を目安として市町が定めるものとする。

①K6 : 13点以上 ②朝昼から飲酒 ③治療中断 ④独居高齢者

8 県から市町へのデータ提供

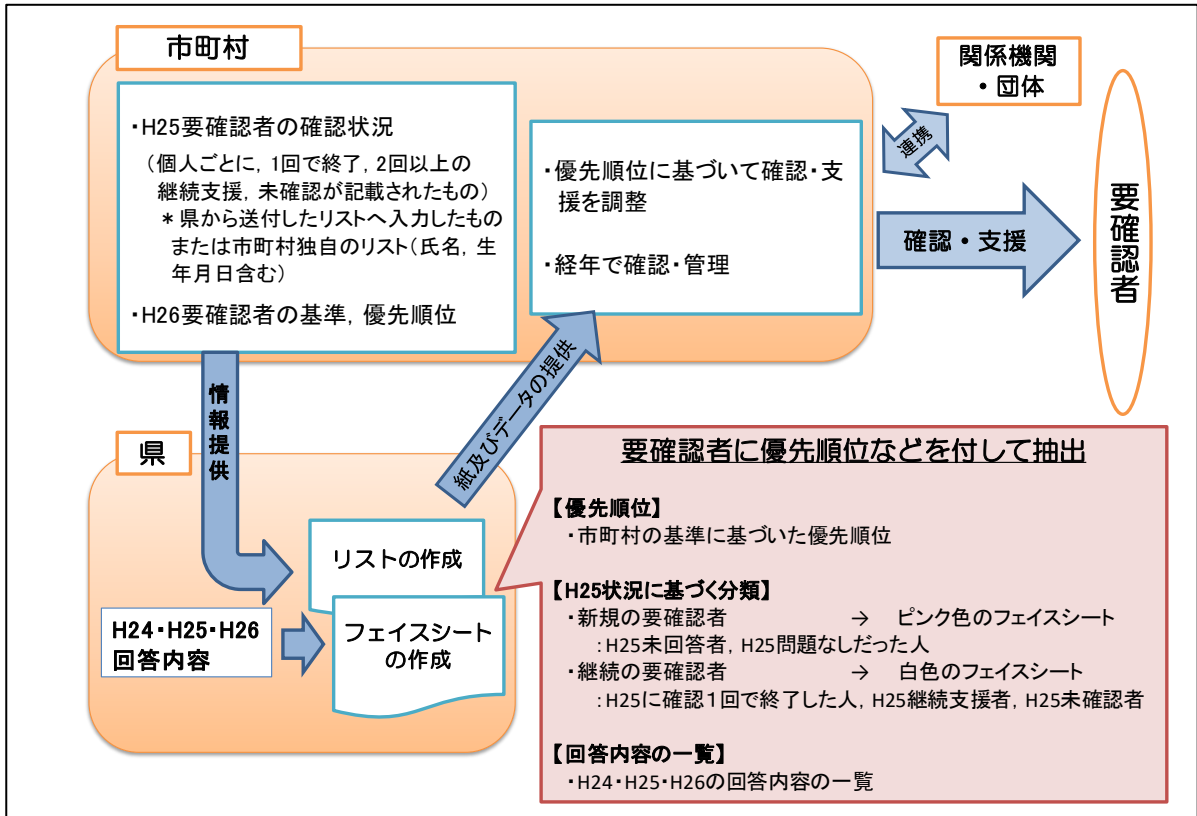
(1) 調査結果の一覧表

調査対象者毎に回答内容を入力した一覧表を電子ファイルで提供する。

(2) フェイスシート

市町による要確認者の抽出・確認作業を軽減・効率化するために、次の支援を行う。

- ①要確認者に優先順位及び昨年度の回答・支援状況を付けて抽出する。
- ②要確認者を経年的に管理するため、フェイスシート（3年分の情報）を作成し、紙のほか、訪問結果を入力できる電子ファイルで提供する。



(3) 集計・分析結果

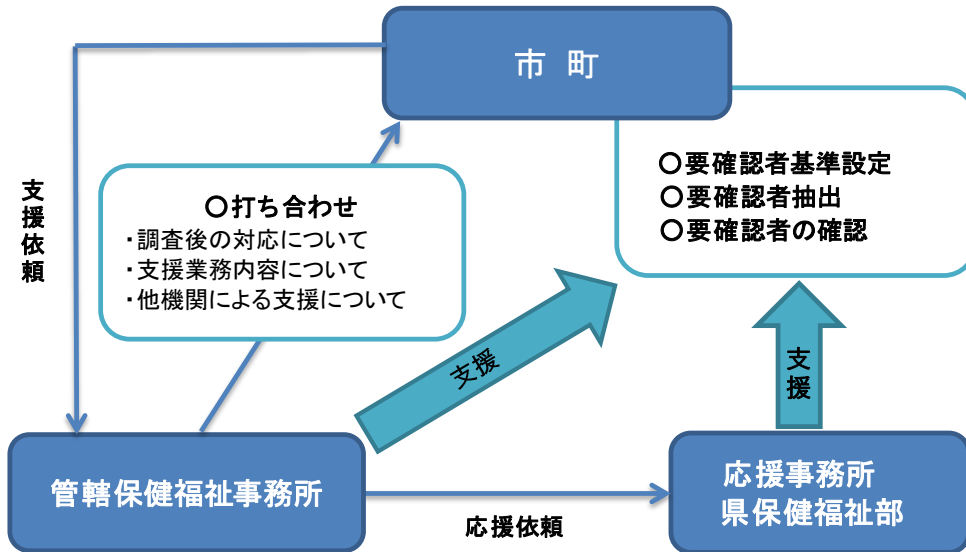
健康調査結果の把握・活用に資するため、市町別の集計結果を提供する。

- ①集計には、前々年及び前年の結果を併せて表示する。
- ②市町からの希望に応じて、年代別の集計を行う。

9 要確認者の確認及び確認終了後の支援

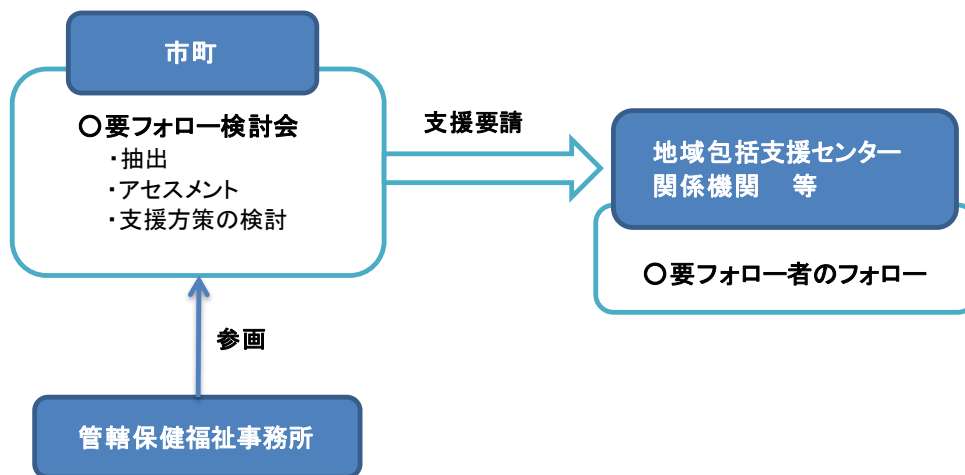
(1) 要確認者の抽出・確認に係る支援

市町の養成に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要確認者基準の設定、要確認者の抽出・確認を支援する。



(2) 確認作業終了後の支援

市町の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要フォロー者の検討会に参画し、技術的に支援する。



10 確認状況等の報告

市町は、要確認者の確認状況等を県に報告するものとする。

(1) 報告内容

- ① 要確認者の数
- ②-1 確認の結果、フォローを必要とする者の数
(2回以上の連絡・支援が必要と判断した者の数)
- ②-2 確認の結果、フォローを必要としない者の数
(1回の確認で問題なしと判断し、終了となった者の数)
- ②-3 未確認者の数

(2) 報告時期 (予定) 平成27年2月末現在の状況を3月上旬に報告

(2) 民間賃貸借上住宅等入居者健康調査実施要領

民間賃貸借上住宅等入居者健康調査は平成23年度から平成30年度までの8年間実施しました。

平成25年度の実施要領から「2 県と市町の役割分担」、「7 対象者への配布物」、「9 県による調査結果の取りまとめと市町へのデータ提供」、「10 県保健福祉事務所による要確認者の確認及び確認終了後の支援」、「11市町が要確認者の確認状況等を県に報告すること」が明記されました。

平成26年度は「9 県から市町へのデータ提供」で健康調査結果の把握や活用に資するため、市町別の集計結果や分析結果を提供すること」が明記されました。

平成27年度は「対象者への配布物」の記載が削除され、平成28年度以降は内容に変更はありませんでした。

【平成23年度民間賃貸住宅入居者健康調査事業実施要領】

平成23年度民間賃貸住宅入居者健康調査事業実施要領

第1 目的

東日本大震災により被災し、応急仮設住宅として供与された民間賃貸住宅（以下、「民間賃貸住宅」という。）に入居している方に対する健康調査を実施し、その健康状態を把握することにより、今後の支援のための基礎資料とするとともに、調査により把握された要支援者について、専門機関等の適切な支援に結びつけることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、宮城県（以下、「県」という。）とする。ただし、県は事業の効果的な運営を図るため、看護職員を有し、適切に事業を遂行することができる団体に委託して行う。

第3 調査時期

平成24年1月～3月

第4 対象

宮城県が借上げを行っている民間賃貸住宅に入居している被災世帯で、平成23年12月19日現在契約締結している世帯の全構成員

第5 事業内容

1 民間賃貸住宅入居者の健康調査の実施

(1) 調査様式

健康調査は、下記を使用する。

- イ 民間賃貸住宅入居世帯健康調査票
- ロ 民間賃貸住宅入居世帯健康調査票記載例
- ハ 健康に関する調査へのご協力をお願い
- ニ 健康に関する調査へのご協力をお願い（訪問時不在世帯用）
- ホ 保健福祉サービス相談窓口一覧

(2) 調査内容

- (1) イ「民間賃貸住宅入居世帯健康調査票（以下、「調査票」という。）」に掲げる事項

(3) 調査方法

イ 全調査対象世帯あてに、(1)イからハ及び返信用封筒を郵送し、調査対象世帯からの郵送により調査票を回収する。

ロ 郵送により調査票を回収できなかった場合には、個別訪問により回収を行う。戸別訪問の際に不在であった場合には、(1)ニの配布を行う。

ハ 戸別訪問による調査票の回収は、被害が甚大な地域を優先して行う。

2 民間賃貸住宅入居者への情報提供

1と併せて、全調査対象世帯あてに、パンフレットを郵送により配布する。

3 要支援者への対応

1の調査回収の際、調査対象世帯の要望があった場合には、(1)ホ等により口頭で情報提供を行う。なお、緊急を要すると判断される場合は受診勧奨等の対応を行う。

4 調査結果の入力

1の調査結果について、個別入力し、データベース化を行う。

第6 調査後の支援体制

県は、委託団体から提出された調査票をとりまとめ、概ね1週間毎を目安に調査対象世帯の住民票地の市町村（以下「市町村」という。）に情報提供を行うことで、市町村が必要な対応を行えるよう支援するものとする。

第7 その他

本調査の実施に必要な事項で、本要領に定めのないものについては、県担当課において臨時調整し、適宜市町村等関係機関に対して通知するものとする。

平成25年度民間賃貸借上住宅等入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

民間賃貸借上住宅での生活が長期化するに伴って、様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけるとともに、施策展開の基礎資料とする。

なお、これまでの健康調査結果から、高齢者に健康課題のある割合が高いこと、被災時と異なる市町村に居住している世帯の状況の把握が難しいことから、平成24年度、平成25年度健康調査のどちらにも回答がなく、かつ被災時と異なる市町村に居住する65歳以上の高齢者については、訪問等により健康状況を確認し調査票の回収を行う。

2 調査主体 宮城県・市町村の共同実施

(役割分担)

県 : 調査の企画、調査票の作成、調査票の配布回収、未回答高齢者への訪問等による聞き取り、調査結果の入力・分析、市町村による要確認者の確認及びフォローの支援

市町村 : 調査票の配布回収（公営住宅等の一部）、要確認者の確認及びフォロー

3 調査時期 平成25年11月から平成26年2月まで

*配布時期は、11月又は12月とし、市町村の希望による選択とする。

4 対象者 県内に所在する民間賃貸借上住宅（雇用促進住宅含む）の入居者

(民賃18,236世帯(H25.8.31現在),雇用促進住宅入居者311世帯(H25.6.30現在))

*国家公務員宿舎、公営住宅等の入居者も、市町村の希望に応じて対象とする。

5 調査方法

(1) 調査票の配布・回収

原則として郵送による配布・回収とする。

ただし、国家公務員宿舎、公営住宅等の入居者は、市町村による配布・回収とする。

(2) 未返送者への対応

① 未返送者のうち平成24年度調査で回答がなく、かつ、被災時と異なる市町村に居住する高齢者に対しては、市町村の意向を確認の上、個別訪問等による聞き取りを行う。

なお、訪問は、事前に研修を受けた健診団体の看護師が実施する予定である。

② ①以外の未返送者については、再郵送により回答を促す。

6 調査項目

(1) 個人属性（氏名、性別、生年月日、世帯主・続柄、職業）

(2) 健康状況

- ①身体的状況（健診の受診状況，体調，疾病の状況，治療の状況）
- ②心理的状況（K6，睡眠・心の動揺・飲酒・食欲・体重変化の状況，相談相手の有無）
- ③身体活動・社会性の状況（体を動かす機会の変化，行事への参加の有無）
- ④福祉制度の利用状況（要介護認定，障害者手帳の有無，サービス利用の有無）

7 対象者への配布物

(1) 調査関係資料（別添資料1）

- ①調査票等送付用封筒
- ②依頼文（1回目発送用）
- ③依頼文（再発送用）
- ④平成25年度健康と生活に関する調査票（窓付き）
- ⑤平成25年度健康と生活に関する調査票（窓なし）
- ⑥平成25年度健康と生活に関する調査票（記入例）
- ⑦返送用封筒

(2) 啓発資料（別添資料2）

- ①平成24年度民間賃貸借上住宅等入居者健康調査結果概要
- ②塩 eco パンフレット
- ③運動に関するパンフレット
- ④風しんパンフレット
- ⑤心のケアに関するパンフレット（仙台市除く）
- ⑥心のケアに関するパンフレット（仙台市用）
- ⑦心のケアセンターパンフレット（仙台市除く）
- ⑧仙台市こころの絆センターパンフレット（仙台市用）
- ⑨禁煙に関するパンフレット

8 要確認者の基準の設定

要確認者を抽出する基準及び優先順位は，次の項目を目安として市町村が定めるものとする。

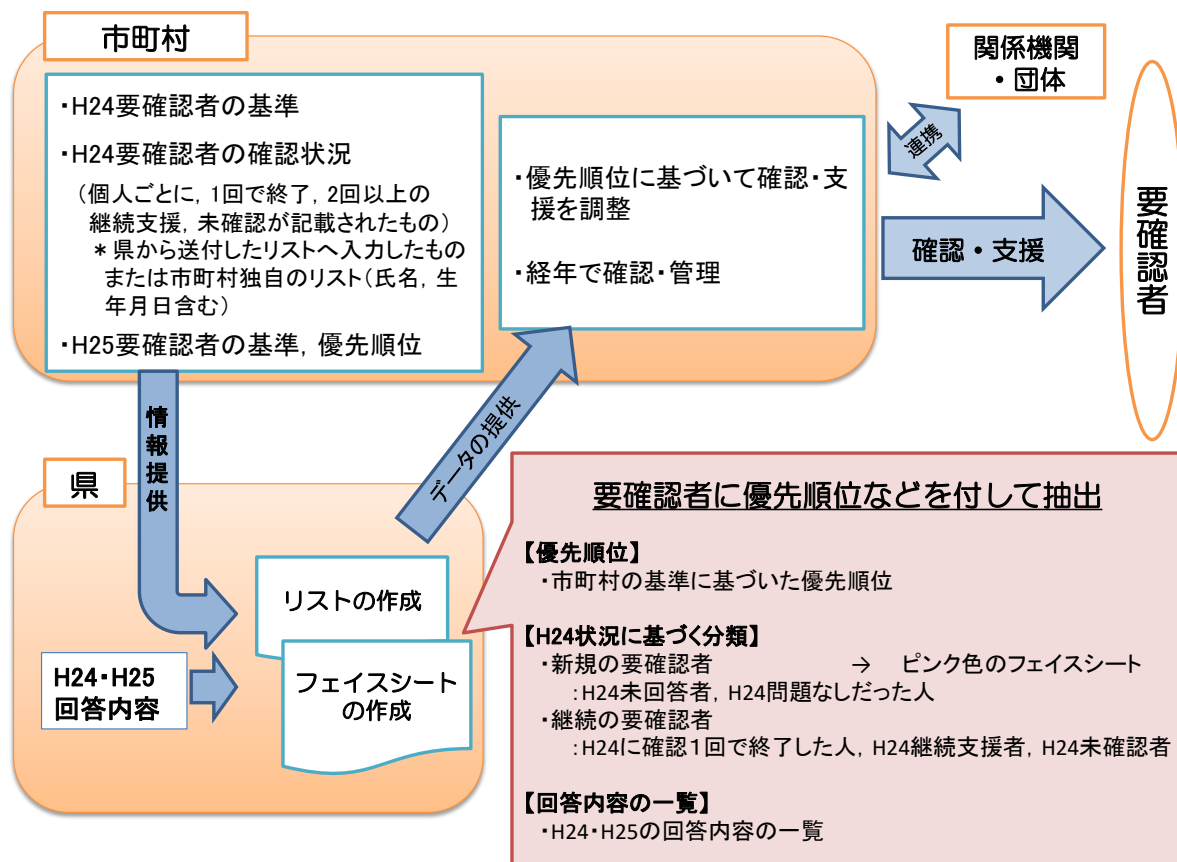
- ①K6：13点以上
- ②朝昼から飲酒
- ③治療中断
- ④独居高齢者

9 県による調査結果の取りまとめと市町村へのデータ提供

(1) 市町村は、調査実施前に次の情報を県に提供するものとする。

- ①平成 24 年度調査における要確認者の基準
- ②平成 24 年度調査における要確認者の確認状況
- ③平成 25 年度調査における要確認者の基準及び優先順位

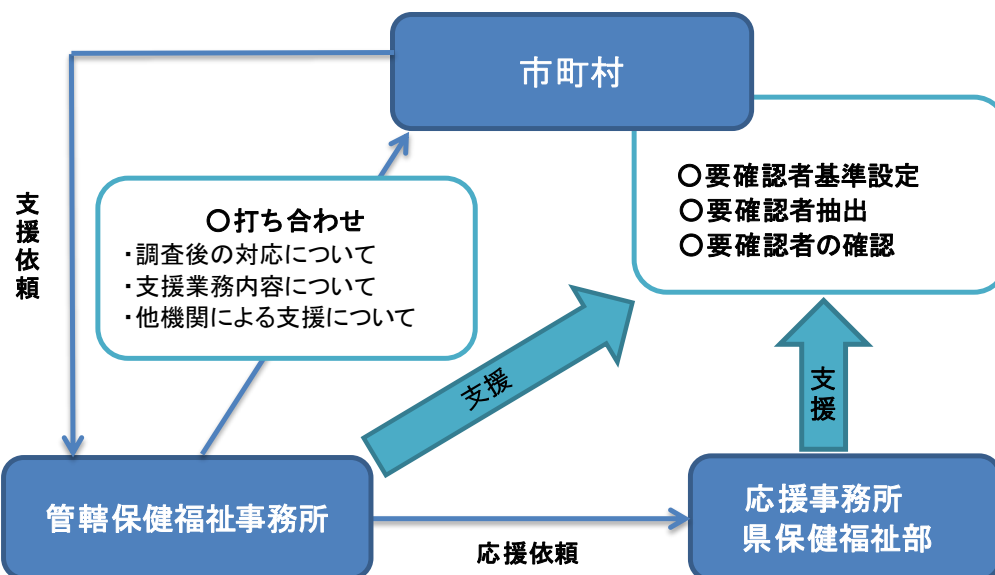
(2) 県は、すべての回答者の回答内容を電子データ化(エクセルファイル)して市町村に提供する。また、(1)の情報並びに平成 24 年度及び平成 25 年度の調査結果を基に、優先順位、平成 24 年度の回答・支援状況及び平成 25 年度の回答状況を付した要確認者一覧及びフェイスシート(別紙)を作成し、市町村に提供する。



10 要確認者の確認及び確認終了後における県保健福祉事務所による支援

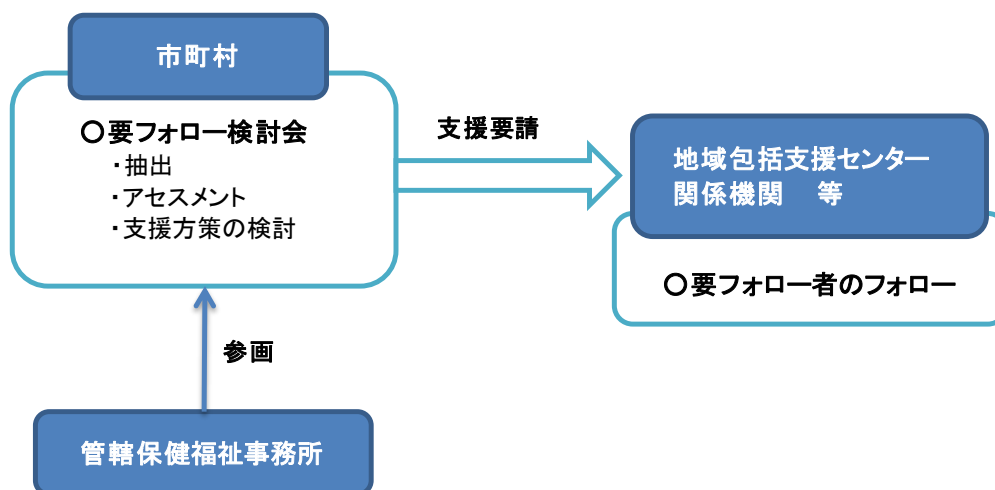
(1) 要確認者の抽出・確認に係る支援

市町村の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要確認者基準の設定、要確認者の抽出及び確認を支援する。



(2) 確認作業終了後の支援

市町村の要請に応じて、要フォロー者の検討会に参画し、技術的に支援する。



1 1 確認状況等の報告

市町村は、要確認者の確認状況等を県に報告するものとする。

(1) 報告内容

① 要確認者の数

②-1 確認の結果、フォローを必要とする者の数

(2回以上の連絡・支援が必要と判断した者の数)

②-2 確認の結果、フォローを必要としない者の数

(1回の確認で問題なしと判断し、終了となった者の数)

②-3 未確認者の数

(2) 報告時期 (予定) 平成26年6月末現在の状況を7月上旬に報告

平成26年度民間賃貸借上住宅等入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

民間賃貸借上住宅での生活が長期化するに伴って、様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけるとともに、施策展開の基礎資料とする。

2 調査主体 宮城県・市町村の協同実施

(役割分担)

県：調査の企画、調査票の作成、調査結果の入力・分析、市町による要確認者の確認及びフォローの支援

市町：調査票の配布回収、要確認者の確認及びフォロー

3 調査時期 平成26年11月から平成27年2月まで

*配布時期は、11月又は12月とし、市町村の希望による選択とする。

4 対象者 県内に所在する民間賃貸借上住宅（雇用促進住宅含む）の入居者

*国家公務員宿舎、公営住宅等の入居者も、市町村の希望に応じて対象とする。

5 調査方法

(1) 調査票の配布・回収

原則として郵送による配布・回収とする。

ただし、国家公務員宿舎、公営住宅等の入居者は、市町村による配布・回収とする。

(2) 未返送者への対応

① 未返送者のうち平成25年度及び26年度調査で回答がなく独居の世帯及び平成25年度調査で20～50歳代の無職の方がいる世帯に対しては、市町村の意向を確認の上、個別訪問等による聞き取りを行う。

なお、訪問は、事前に研修を受けた健診団体の看護師が実施する予定である。

② ①以外の未返送者については、再郵送により回答を促す。

6 調査項目

(1) 個人属性（氏名、性別、生年月日、世帯主・続柄、職業）

(2) 健康状況

①身体的状況（健診の受診状況、体調、疾病の状況、治療の状況）

②心理的状況（K6、睡眠・心の動揺・飲酒・食欲・体重変化の状況、相談相手の有無）

③身体活動・社会性の状況（体を動かす機会の変化、行事への参加の有無）

④福祉制度の利用状況（要介護認定・障害者手帳の有無、サービス利用の有無）

7 対象者への配布物

(1) 調査関係資料（別添資料1）

- ①調査票等送付用封筒
- ②依頼文（1回目発送用）
- ③依頼文（再発送用）
- ④平成26年度健康と生活に関する調査票（窓付き）
- ⑤平成26年度健康と生活に関する調査票（窓なし）
- ⑥平成26年度健康と生活に関する調査票（記入例）
- ⑦返送用封筒

(2) 啓発資料（別添資料2）

- ①平成25年度民間賃貸借上住宅等入居者健康調査結果概要
- ②心のケアに関するパンフレット（仙台市除く）
- ③心のケアに関するパンフレット（仙台市用）
- ④身体活動に関するパンフレット
- ⑤食生活（減塩）に関するパンフレット

8 要確認者の基準の設定

市町において要確認者を抽出するに当たっての基準及び優先順位は、次の項目を目安として市町が定めるものとする。

- ①K6：13点以上
- ②朝昼から飲酒
- ③治療中断
- ④独居高齢者

9 県から市町へのデータ提供

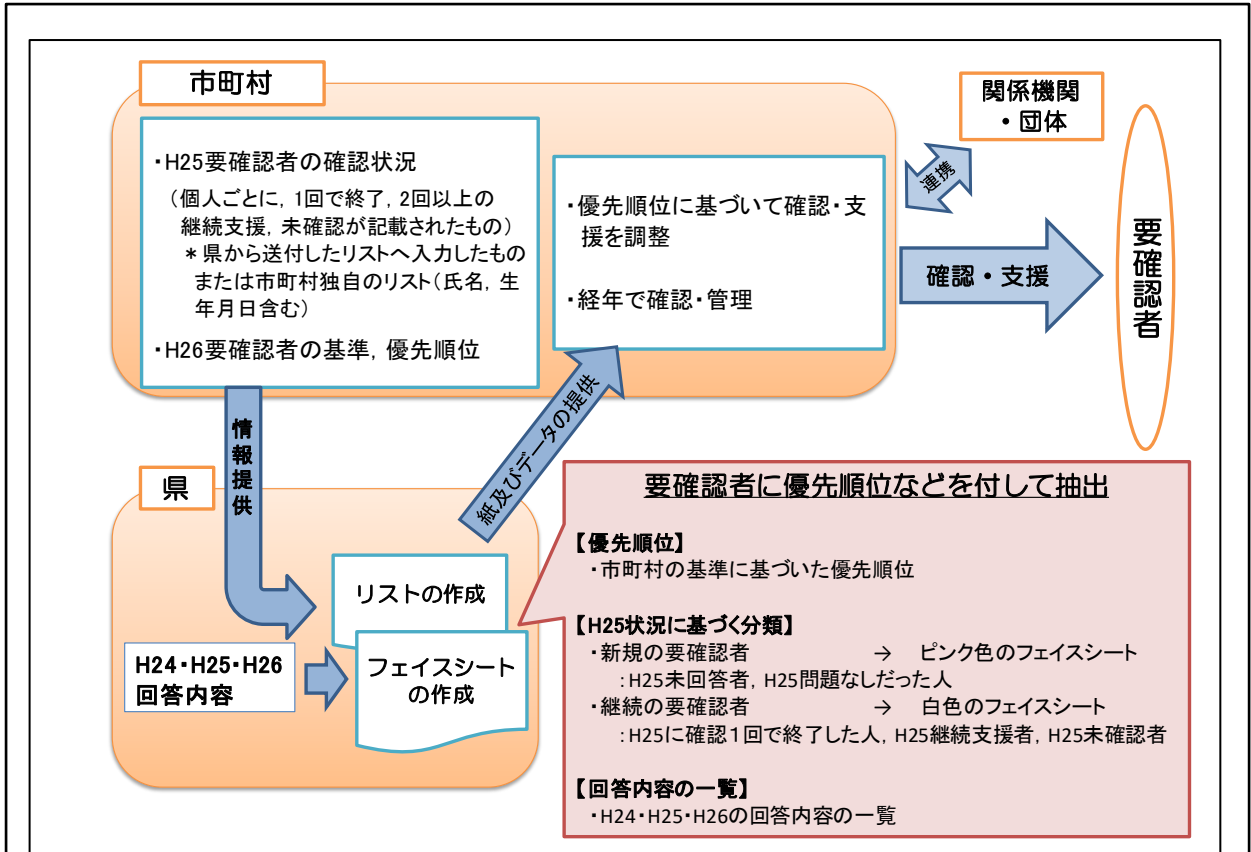
(1) 調査結果の一覧表

調査対象者毎に回答内容を入力した一覧表を電子ファイルで提供する。

(2) フェイスシート

市町による要確認者の抽出・確認作業を軽減・効率化するために、次の支援を行う。

- ①要確認者に優先順位及び昨年度の回答・支援状況を付けて抽出する。
- ②要確認者を経年的に管理するため、フェイスシート（3年分の情報）を作成し、紙のほか、訪問結果を入力できる電子ファイルで提供する。



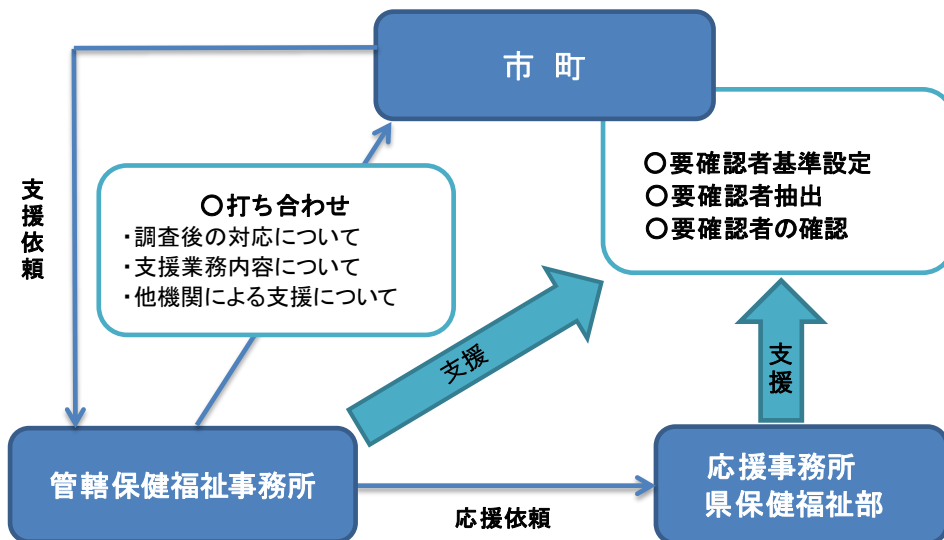
(3) 集計・分析結果

健康調査結果の把握・活用に資するため、市町別の集計結果を提供する。

- ①集計には、前々年及び前年の結果を併せて表示する。
- ②市町からの希望に応じて、年代別の集計を行う。

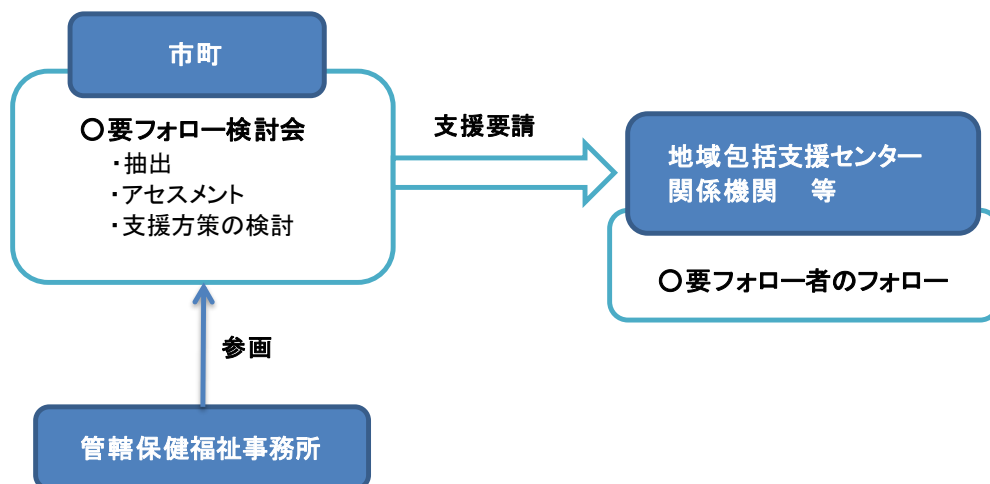
10 要確認者の確認及び確認終了後の支援

(1) 要確認者の抽出・確認に係る支援



(2) 確認作業終了後の支援

市町の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要フォロー者の検討会に参画し、技術的に支援する。



1 1 確認状況等の報告

市町は、要確認者の確認状況等を県に報告するものとする。

(1) 報告内容

- ① 要確認者の数
- ②-1 確認の結果、フォローを必要とする者の数
(2回以上の連絡・支援が必要と判断した者の数)
- ②-2 確認の結果、フォローを必要としない者の数
(1回の確認で問題なしと判断し、終了となった者の数)
- ②-3 未確認者の数

(2) 報告時期 (予定) 平成27年6月末現在の状況を7月上旬に報告

平成27年度民間賃貸借上住宅等入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

民間賃貸借上住宅での生活が長期化するに伴って、様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけるとともに、施策展開の基礎資料とする。

2 調査主体 宮城県及び市町村の協同実施

(役割分担)

県 : 調査の企画, 調査票の作成, 調査結果の入力・集計, 市町村による要確認者の確認及びフォローの支援

市町村 : 調査票の配布回収, 要確認者の確認及びフォロー

3 調査時期 平成27年11月から平成28年2月まで

4 対象者 県内に所在する民間賃貸借上住宅(雇用促進住宅含む)の入居者

* 公営住宅等の入居者も, 市町村の希望に応じて対象とする。

5 調査方法

(1) 調査票の配布・回収

原則として郵送による配布・回収とする。

(2) 未返送者への対応

① 次の未返送世帯に対しては, 市町村の意向を確認の上, 個別訪問等による聞き取りを行う。

ア 平成26年度及び27年度調査で回答がない独居の世帯

イ 平成26年度調査で20～50歳代の無職の方がいる世帯

ウ 平成26年度調査で要介護・要支援認定を受けているがサービスを利用していない方がいる世帯

なお, 訪問は, 事前に研修を受けた健診団体の看護師が実施する予定である。

② ①以外の未返送者については, 再郵送により回答を促す。

6 調査項目

(1) 個人属性(氏名, 性別, 生年月日, 世帯主・続柄, 職業)

(2) 健康状況

① 身体的状況(健診の受診状況, 体調, 疾病の状況, 治療の状況)

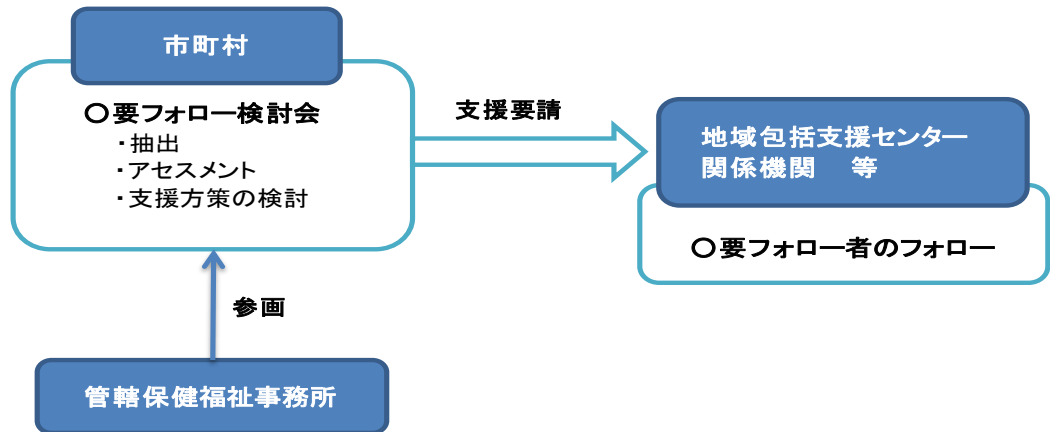
② 心理的状況(K6, 睡眠・心の動揺・飲酒・食欲・体重変化の状況, 相談相手の有無)

③ 身体活動・社会性の状況(体を動かす機会の変化, 行事への参加の有無)

④ 福祉制度の利用状況(要介護認定・障害者手帳の有無, サービス利用の有無)

(2) 確認作業終了後の支援

市町村の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要フォロー者の検討会に参画し、技術的に支援する。



10 確認状況等の報告

市町村は、要確認者の確認状況等を県に報告するものとする。

(1) 報告内容

- ① 要確認者の数
- ②-1 確認の結果、フォローを必要とする者の数
(2回以上の連絡・支援が必要と判断した者の数)
- ②-2 確認の結果、フォローを必要としない者の数
(1回の確認で問題なしと判断し、終了となった者の数)
- ②-3 未確認者の数

(2) 報告時期 (予定) 平成28年6月末現在の状況を7月上旬に報告

(3) 災害公営住宅入居者健康調査実施要領

災害公営住宅入居者健康調査は平成27年度から令和2年度までの6年間実施しました。
プレハブ仮設及び民間賃貸借上住宅健康調査でのノウハウがあったため、開始当初から大きな変更はなく健康調査を実施しました。

【令和2年度災害公営住宅入居者健康調査実施要領】

令和2年度災害公営住宅入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

応急仮設住宅等から災害公営住宅への転居に伴い、様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけるとともに、施策展開の基礎資料とする。

2 調査主体 宮城県及び調査の実施を希望する災害公営住宅管理市町

(役割分担)

県：調査の企画，調査票の作成，調査票の配布回収（郵送の場合），調査結果の入力・分析，市町による要確認者の確認及びフォローの支援
市町：調査票の配布回収，要確認者の確認及びフォロー

3 調査時期 令和2年11月から令和3年2月まで

4 対象者 調査の実施を希望する市町が管理する災害公営住宅の入居者
*防災集団移転団地に居住している被災者も、市町の希望に応じて対象とする。

5 調査方法

(1) 調査票の配布・回収

郵送又は市町支援員等の戸別訪問による配布・回収とする。

(2) 未回答者への対応

- ① 再郵送や市町支援員等の勧奨により回答を促す。
- ② 未回答世帯への戸別訪問による配布・回収を希望する市町に対しては、市町と訪問対象者の条件について協議の上、訪問等による聞き取りを実施する。
なお、訪問は事前に研修を受けた健診団体の看護師が実施する予定である。

6 調査項目

(1) 個人属性（氏名，性別，生年月日，世帯主・続柄，職業）

(2) 健康状況

- ①身体的状況（健診の受診状況，体調，疾病の状況，治療の状況）
- ②心理的状況（K6，睡眠・心の動揺・飲酒・食欲・体重変化の状況，相談相手の有無）
- ③身体活動・社会性の状況（体を動かす機会の変化，行事への参加の有無）
- ④福祉制度の利用状況（要介護認定・障害者手帳の有無，サービス利用の有無）

7 要確認者の基準の設定

市町において要確認者を抽出するに当たっての基準及び優先順位は、次の項目を目安として市町が定めるものとする。

- ①K6：13点以上 ②朝昼から飲酒 ③治療中断 ④独居高齢者

8 県から市町へのデータ提供

(1) 調査結果の一覧表

調査対象者毎に回答内容を入力した一覧表を電子ファイルで提供する。

(2) フェイスシート

要確認者について、3年分の回答内容を記載したフェイスシートを作成し、紙及び電子ファイルで提供する。(希望する市町からはデータの提供を受けて前年度の確認状況を併せて記載する。新規の要確認者については、黄色とする。)

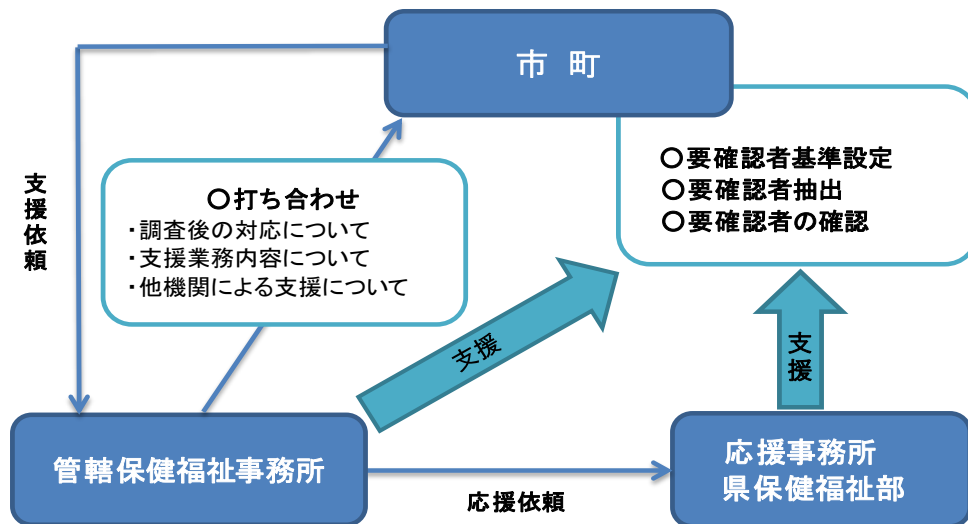
(3) 集計・分析結果

市町別の集計結果を提供する。

9 要確認者の確認及び確認終了後の支援

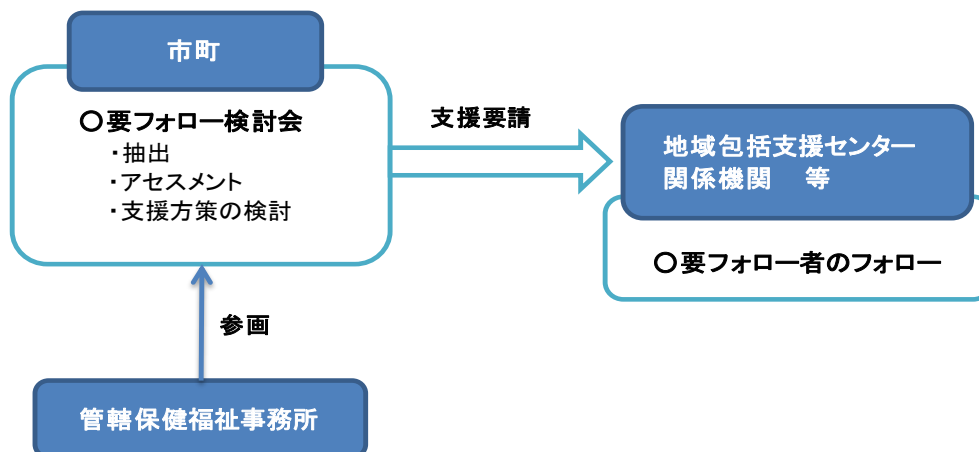
(1) 要確認者の抽出・確認に係る支援

市町の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要確認者基準の設定、要確認者の抽出・確認を支援する。



(2) 確認作業終了後の支援

市町の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要フォロー者の検討会に参画し、技術的に支援する。



10 確認状況等の報告

市町は、要確認者の確認状況等を県に報告するものとする。

(1) 報告内容

- ① 要確認者の数
- ②-1 確認の結果、フォローを必要とする者の数
(2回以上の連絡・支援が必要と判断した者の数)
- ②-2 確認の結果、フォローを必要としない者の数
(1回の確認で問題なしと判断し、終了となった者の数)
- ②-3 未確認者の数

(2) 報告時期 (予定) 令和3年6月末現在の状況を7月上旬に報告